



悪徳商法の勧誘

弁護士 東 麗子

もうすぐ結婚10年目を迎える夫婦の会話です。

夫「そろそろ車を買って換えたいな。貯蓄、いくらある？」
妻「貯蓄なんか無いわよ。」
夫「えっ？ だって毎月そんなに贅沢をしていないでしょ？
車の頭金くらいは貯まっていると思うんだけど。通帳を
見せてよ。」
妻（通帳を渡す）
通帳にはほとんど残高がありません。見ると、3万円と
か4万円といった生活費用と思われる払い戻しのほかに、
40万円とか60万円といったまとまった金額をおろしている
ようです。
夫「これ、何に使っているんだよ。」
妻「…。家族のためだから。」
夫「？」

妻を問いつめますが、妻は「家族のためだ。」などと言
うばかりで、埒があきません。いったい妻はどうしてしまっ
たのでしょうか？

◆——うちに限ってない、ということはない

このあと、夫は冷静になって妻と話したところ、今、あ
る宗教団体に通っていて、40万円や60万円はその関連
会社で印鑑を購入したり、献金したりしたものであることを
ようやく聞き出しました。読者の皆さんは、こんなこと、自
分の家族にはない、と思われるかもしれません。しかし、
本当に全くないと言えるのでしょうか。

現在でも、こういった悪徳な宗教団体絡みの財産収奪に
かかわる被害については、消費生活センターを中心に、年
間1000件を超える相談が寄せられており、被害総額は年
間37億円を下らないと言われています。

悪徳な宗教団体による正体を隠した勧誘は、昔のことだ
と思っている人が多いようですが、街角で「手相の勉強を
しています。」とか「お顔に気になる相が…。」と言って声
をかけられた経験はありませんか？ あるいはアンケートと
称して、幸せや家族、生きがいについて聞かれたことはあ
りませんか？ これらは、そういった悪徳な宗教団体等が
その正体を隠して行っている勧誘活動なのです。

◆——引っかけられないために

まずは、引っかけた人に何か特別な傾向があるのでは

なく、誰でも（即ち自分も）引っかけってしまう可能性が
あるものだとことを理解しておくことが一番重要です。
そして、勉強会に誘われたり、あるいは何かを買うように
誘われたら、自分だけで判断せず、家族や親戚や友人な
ど、勧誘してきた人とは関係のない人に相談しましょう。

また、今はインターネットにいろいろな情報が出ていま
すから、これを利用して検索するのも自衛のための一つの
手段となるでしょう。ここで、「今決めなきゃいけない。」と
か「他の人に相談したらいけない。」などと言ってくるよう
なら、要注意です。

また、いつでもやめられると思って、断り切れずにずる
ずると関わり続けると、いつのまにかやめられなくなってい
ることもなりかねません。もしも、その場で断り切れず
に契約してしまった場合でも、印鑑など特定の商品や、祈
とうなどの特定の役務（いわゆるサービス）に関する契約
の場合には、特定商取引法により、契約書面を交わしてから
8日以内であればクーリングオフが認められていますの
で、これを利用して契約を解除することも出来ます。

◆——もしも家族が引っかけたら？

今回の夫婦の会話に覚えがある人は、すぐ奥さんを問
い詰めたりせず、何に、どうして使ったのかを根気よく聞きま
しょう。信頼して家計を任せていたのに、と思うかもしれ
ませんが、頭ごなしに怒鳴っても解決しません。先程も述
べたように、奥さんに落ち度があったから引っかけたの
ではありません。奥さんが、知らないうちに悪徳な宗教団
体に欺かれて、あるいは脅されて、お金をたくさん使ってし
まっているようなら、不法行為に基づいて返金してもらうこ
とが考えられます。けれども、問題は思っているより複雑
かもしれません。自分1人で無理に対処しようとせず、専
門家に相談しましょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業

消費者委員会に所属し、悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く
一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。